

社会福祉法人彩鷺会行動計画

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 1月 1日～令和 11年 12月 31日までの 10年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和 2年 1月～ 制度内容等について社内掲示板などにより社員に周知
- 令和 2年 4月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標2：令和 4年 3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間300時間未満とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和 2年 9月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和 2年 12月～ 社内掲示板等による社員への周知
- 令和 3年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施